

第4次

貨物運送事業者物価高騰対策支援金



物価高騰等に直面する市内の貨物運送事業者に支援金を交付することで、貨物運送事業者の経営安定を支援し、もって物流機能を維持することを目的とします。

この補助金は、国の「物価高騰対応重点対策支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

1. 対象者

次の全てを満たす事業者が申請可能です。

- 貨物自動車運送事業法第2条に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業のいずれかを経営していること。
- 令和8年1月1日において八女市内に本社又は貨物運送事業に関する営業所を有していること。
- 今後も市内で事業を継続する意思があること。その他、誓約書記載事項を遵守すること。

2. 支援金額

- 次の表の1台当たり単価に対象車両数を乗じた額の合計額です。

対象車両	道路運送車両法に定める自動車の種別	1台当たり単価
申請時において八女市内に保有する自動車で、貨物運送事業の用に供しているもの（被けん引自動車、二輪自動車及び三輪自動車を除く。）	普通自動車	80,000円
	小型自動車	60,000円
	軽自動車	30,000円

- 1事業者あたり申請上限額は100万円で、1回限り申請可能です。

3. 申請期間

令和8年1月5日（月）から令和8年5月29日（金）まで（当日消印有効）

4. 申請方法

- 申請書は市役所本庁で配布しています。また、八女市役所ホームページにも掲載していますので、印刷してご利用ください。（<http://www.city.yame.fukuoka.jp/>）
- 原則郵送での申請をお願いします
送付先 〒834-8585 八女市本町647 八女市役所商工・企業誘致課 宛て
- 窓口での申請は、八女市役所商工・企業誘致課で受け付けます。

5. 申請書類

①交付申請書 ②誓約書 ③下記添付書類

区分	添付書類	
1 事業許可又は届出の確認書類	一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業等、貨物運送事業者であることが確認できる許可証等の写し	
2 車検証	対象車両全ての自動車検査証の写し	
3 事業活動確認書類	法人事業者	次のいずれかの書類の写し (1) 所在証明書 (2) 令和6年度分の法人税・地方法人税の申告書（別表一、貸借対照表及び損益計算書。）
	個人事業者	次のいずれかの書類の写し (1) 令和6年分の所得税の確定申告書（ア及びイ） ア 第一表及び第二表 イ 所得税青色申告決算書又は収支内訳書 (2) 令和6年分の市民税・県民税・国民健康保険税申告書（第一表、第二表及び収支内訳書） ※電子申告（e-TAX）の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付してください。（申告書の上部に受付日時、受付番号がある場合は不要です。）
4 市内営業所所在地及び対象車両台数確認書類	事業許可や経営の届出、事業計画変更の認可や届出事項の変更のために国土交通大臣や地方運輸局に提出した書類該当箇所の写し	

6. よくあるお問合せ

Q 1 貨物運送事業許可取得時から社名や代表者の変更があった場合、何を提出すればよいですか。

A 1 許可書の写しに加えて、事業計画変更届出書や登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）の写しで、社名や代表者の変更経過が確認できる書類を添付ください。

Q 2 リース車両は対象車両に含まれますか。

A 2 所有者がリース会社であっても、使用者や使用本拠地等他の要件を満たしている場合は対象車両に含めることができます。

Q 3 車検の有効期限が到来している（車検が切れている）車両は対象車両に含まれますか。

A 3 車検の有効期限が到来している車両を、対象車両に含めることはできません。

Q 4 支援対象車両と判断されるのはいつの時点ですか。

A 4 市に申請書類のご提出があり、書類不備がないことを確認できた時点の車両が支援対象です。
申請は1事業者あたり1回限り可能ですので、車両の増減をご検討されている場合はご注意ください。

Q 5 八女市外に本社があり、営業所は八女市内にある事業者は申請可能ですか。

A 5 八女市内に営業所がある場合は申請可能です。

※ 不正や偽りによる申請の場合は交付決定を取り消すとともに、支援金返還の対象となりますのでご注意ください。